

奈良県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

### 奈良県教育委員会規則第六号

奈良県教育財産管理規則の一部を改正する規則

奈良県教育財産管理規則（昭和三十九年六月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の用に供する財産の管理に関する事務は、奈良県立橿原考古学研究所長」を「教育長が必要と認める場合は、学校その他の教育機関の用に供する教育財産の管理に関する事務は、教育長が指定する者」に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。